平成２４年（フ）第２２８４号
大阪市中央区博労町２－２－７　ローズコーポ本町706、住民票上の住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目10番地の18
破産者　長谷川佳津子
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１８号
大阪市天王寺区上本町９丁目２番７―303号
破産者　圓山　裕彦
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６７号
大阪市北区池田町１―55　アルテハイム天六Ⅱ40Ａ、住民票上の住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目11番１―408号
破産者　大畑　純孝
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５６６号
大阪市西成区山王２丁目９番５号
破産者　小石　淳一
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６００号
大阪府四條畷市美田町18番41号
破産者　池田工務店こと　池田　修身
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０１号
大阪府枚方市出口６丁目９番１―304号
破産者　田中美江子
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０６号
大阪府豊中市春日町２丁目10番20号
破産者　桑地　昭博
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６号
和歌山県日高郡日高川町大字小熊2411番地10川辺平屋Ａ－５、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字小熊2411番地10
破産者　番留建設こと　番留　完夫
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第５１８号
広島市南区東雲本町１丁目６番24―201号、破産手続開始決定時の住所広島県東広島市西条土与丸４丁目２番71号
破産者　ゴルフハウス　イケダこと　池田　正彦
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８３号
広島市安佐北区安佐町大字久地1938番地36
破産者　鎌倉真由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６８号
広島市安佐南区川内６丁目40番５―103号
破産者　佐々木宏之
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１号
広島市佐伯区湯来町大字白砂甲1959番地
破産者　松田久美子
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８号
大分市王ノ瀬２丁目３番12号　フォレストメゾンⅡ101
破産者　上田奈々恵
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９０号
大分県別府市中島町８番19号　県営真光寺住宅１Ａ－１―505号
破産者　安部マヤ子
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９２号
大分市上野町２番24号
破産者　奈良　優子
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０号
鹿児島県姶良郡湧水町木場5414番地３
破産者　新吉　一美
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
北海道室蘭市清水町２丁目13番10―307号
破産者　木藤　義夫
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
北海道室蘭市港南町２丁目22番15号
破産者　内海　卓也
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
北海道紋別市落石町１丁目17番４―303号
破産者　加口　和子
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部